

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
カーボベルデ	カーボベルデ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とカーボベルデ共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な同政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	300,000千円 -----	2021.3.23 ダカール (セネガル) (同日)	本側 新井辰夫在カーボベルデ大使 (セネガルに て兼轄) カーボベルデ側 イナシオ ・フエリノ・カルバロ在 セネガル カーボベルデ 大使	2021.4.19 149号
カーボベルデ	食糧援助に関する日本国政府とカーボベルデ共和国政府との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	250,000千円 -----	2021.6.30 ダカール (セネガル) (同日)	本側 新井辰夫在カーボベルデ大使 (セネガルに て兼轄) カーボベルデ側 イナシオ ・フエリノ・カルバロ在 セネガル カーボベルデ 大使	2021.7.20 239号
カーボベルデ	カーボベルデ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とカーボベルデ共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な同政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	300,000千円 -----	2021.9.8 ダカール (セネガル) (同日)	本側 新井辰夫在カーボベルデ大使 (セネガルに て兼轄) カーボベルデ側 イナシオ ・フエリノ・カルバロ在 セネガル カーボベルデ 大使	2021.9.24 305号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。